

様式第6号（第7条関係）

五霞町指令第6-7号

一般廃棄物処理業許可証

住所 結城市結城7188
氏名 (株)結南クリーンセンター
代表取締役 宮田 泰信

令和6年1月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請書については、五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

営業所の所在地及び名称	結城市結城7188 (株)結南クリーンセンター	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）	
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬	
処理施設（処分地）の所在地及び名称	ごみ	坂東市寺久1353-1 さしまクリーンセンター寺久 ごみ処理施設
営業の区域	五霞町	
処理料金	申請料金による	
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日	
その他の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例及び規則を含む。）を遵守するほか町長の指示に従うこと。	

令和6年1月31日

五霞町長 知久清志



(教 示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日ことを知った日から起算して 6 月以内。以下同じ。）に、五霞町を被告（訴訟において五霞町を代表する者は五霞町長となります。）として、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。